

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
--------------------------

## ② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		学校法人 大庭学園	
名称:	学校法人大庭学園立那覇市公私連携型 保育所 若狭浦保育所	種別:	保育所
代表者氏名:	理事長: 大庭 荒	定員(利用人数)	60(49)名
施設長氏名:	所長: 松原 健蔵	(利用室数):	(5)室
所在地:	〒900-0031 沖縄県那覇市若狭3丁目18番6号	電話番号:	098-866-3445
開設年月日	令和2年4月1日	ホームページ:	
職員数	常勤: (22)名、非常勤: (0)名、計: (22)名		
有資格者の人数	保育士	(17)名	栄養士 ( )名
	幼稚園教諭	(15)名	調理師 (2)名
	教員免許	(1)名	( )名

### 職員の状況に関する事項

	所長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	保育補助兼清掃員
常勤	1名	1名	15名	3名	名	名
非常勤	0名	0名	0名	名	(1)名	名
	用務員	事務員	看護師	嘱託医	子育て支援員	
常勤	1名	1名	名	0名	名	名
非常勤	0名	0名	名	(2)名	名	名

施設・設備の概要	遊戯室、フリースペース、広い園庭があり、ゆとりをもって活動することができる。
----------	--

### ③ 理念・基本方針

#### 法人理念：

学校法人大庭学園として保育・福祉の専門学校2校及び認定こども園3園を運営してきた経験と実績のもと、所在する若狭地域とより一層の連携を図りながら、本学園の精神「心は豊かに 技は確かに」を実践すべく、子ども一人一人に寄り添った保育の実現に取り組む。

#### 基本方針：

1 一人一人の子どもの発達とその個性を大切にし、それぞれの子どもの持つ潜在能力や育つ力を支え育み、家庭支援と並行しつつ、子どもの最善の利益と幸せを追求する。また「生活」や「あそび」を通して、子どもが自己を創り上げ、相手を知り、認め、関わり、思いやる気持ちを育み、「生きる力」の基礎を培うための活動を展開する。

2 保育者と子どもたちとの絆を大切に育み、環境を通して行う保育により、興味・関心や好奇心を育て、心身の発達を促していく。また自ら関わる気持ちを大切にしながら、友達や保育者と関わることで、遊ぶ楽しさや協力し合う大切さを味わい、言葉の獲得や情緒的・社会的な発達を促し、基本的な生活習慣の基礎を家庭と連携しながら育てる。

3 園内や園周辺の若狭地域の自然あふれる環境や友達、家族、地域の身近な人たちと触れ合うことを通して芽生える「興味・関心」「粘り強い心」及び道徳性や規範意識等を大切にする。子どもの知的好奇心や夢を育みながら、若狭こども園や近隣保育園への進級、小学校への就学を見据えた切れ目のない発達・成長のための保育を実践する。

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

#### 【健康管理】

- ・年2回の内科検診・歯科健診の実施
- ・年2回の尿検査の実施
- ・毎月の身体計測の実施
- ・2週に一度の検温シートの配布

#### 【食事】

- ・アレルギー等対応給食の実施

#### 【地域との交流】

- ・地域における世代間交流の実施

#### 【施設の公開・見学】

- ・利用希望者の施設見学の受け入れ

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	8月20日（契約・職員説明会）～1月21日（職員報告会）	
	訪問調査	11月8日～9日
	評価結果確定日	令和5（2023）年1月27日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ( )	

## ⑥ 総評

### ◇特に評価の高い点

1. 子どもがおいしく安心して、楽しむことができる食事を提供している。

園の献立作成のこだわり「①旬の食材を使う②添加物や農薬に気を付けて食材を選ぶ③ダシからすべて手作りにする④硬さや大きさなど年齢に合った食材の形状にする」を、食育だよりに記載して保護者等にも周知している。アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応し、子どもの体調に応じたお粥の提供もしている。毎月の給食会議で子どもの喫食状況を報告して食材の切り方や残食の多い献立について検討し、食べやすい切り方にし、ハサミを入れる等の改善をしている。栄養士からは窒息防止の方法等の助言もあり、安全・安心な給食の提供を実施している。果物も含めて旬の食材を使い、季節や郷土色を感じる給食やおやつが提供されている。食事は1階の遊戯室をランチルームとして活用し、クラスごとに時間をずらして食事をしている。乳児は、手づかみで触れて見て食べることやスプーンも置いて子どもの発達に合わせて自分で食べたい気持ちを育てている。偏食や食の細い子どもには無理強いせず「一口食べてみようか」等、声かけを工夫し、少量から始め、食べられる量が増えるような援助をしている。3～4歳児はゴーヤーやオクラ、等の栽培活動に取り組み、収穫した野菜の調理体験を通して食について関心を深めている。

関連項目：61、62

2. 保護者が安心して子育てできる支援をし、家庭と連携している。

保護者が安心して子育てできる支援については、登降園時や電話、面談で子育ての相談に対応し、お便り帳や連絡ボード、写真の掲示等により園での子どもの様子を伝えている。保護者とのコミュニケーションを図り、気軽に話せる雰囲気づくりに心がけ、信頼関係の構築に努めている。22時までの延長保育や一時保育が実施され、園だよりやコードモンのシステムを使って、園の方針や園での様子を発信している。「食育だより」では子どもの体の仕組みと食べ物との関係などをわかりやすく情報を提供し、児童館や公民館の便りなどを掲示して保護者や地域の子育てを支援している。子どもの発達の状況や家庭との子育ての共有については、保護者の事情に配慮して時間等を設定し面談や保育参観、各種行事を実施している。第三者評価受審に向けた保護者アンケート結果で「保育園からの目標や方針の説明」と「保護者からの意見や提案が園だよりや掲示板などで説明」については、100%が「されている」と回答している。

関連項目：63、64

3. 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりとして、労務管理に関する責任者は所長とし、職場内での相談は主任が窓口になって対応している。福祉人材の確保、定着の観点から働きやすい職場づくりに関する取組に関して、福利厚生として日本私立学校振興・共済事業団の退職金制度に加入し、給与等の待遇面も母体法人によって配慮されている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境としては、完全週休2日で、3日間のリフレッシュ休暇の取得が実施され、育休明け等で時短勤務を希望した場合は、1日6時間の勤務が可能である。子の看護休暇も半日単位で取得でき、子育て中の職員に対して定時出退の要望にも対応するなど整備されている。今年度はキャリアパス制度に4名が申請し、申請費用を法人で負担している。

関連項目：16

## ◇改善を求められる点

1. 中・長期計画をふまえた事業計画の策定と実施状況把握のための時期、手順の作成が望まれる。

単年度事業計画は、全体的な計画に基づいて概要や保育所経営、保育所運営、保育内容に関する保育所の評価、食育計画、保健計画、安全計画、年齢別年間指導計画、年間行事計画、各種指導計画、活動・行事実施計画、研修、安全計画、子育て支援等、多岐にわたった内容で作成されている。職員参画で作成し、年度初めに全員に配布して周知を促すための取組を行っている。教育・保育計画の一つである保育所評価については、保護者アンケートを1月に実施し、職員自己評価は3月に実施している。行事計画等は実施後にリーダーミーティングで評価反省、見直しが行われている。保育所経営や運営等は所長が見直し、3月に次年度の案を作成している。

事業計画には中・長期計画の年度の事業を位置づけること、及び実施状況の把握や評価・見直しについて、時期を明確にした手順を定め、手順に基づいた把握や評価・見直しを望まれる。

関連項目：5, 6, 7

2. 子どもの権利擁護に関する取組を徹底し、子どものプライバシー保護に配慮した保育が望まれる。

子どもの権利擁護に対する取組については、市の「子ども虐待対応マニュアル」や「保育所保育園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」、「全国保育士会倫理要綱」が整備されている。重要事項説明書に運営方針として「【心豊かな子】の育成として子どもの最善の利益と幸せを追求する」ことを明記している。子どものプライバシー保護に配慮した保育について、ベランダでの水遊びの際は外からの視界を遮断するため目隠し用ネットを設置し、保育室での着替え時にはカーテンを閉めて配慮している。

権利擁護に関する取組について具体的に検討する機会の定期的な開催、人権擁護のセルフチェックリストの活用、子どものプライバシー保護に配慮した規程やマニュアルの整備、及び保育室内での子ども同士の着替え時の視線やシャワールーム、トイレでの排せつ時のプライバシーへの配慮、子どもや保護者へのプライバシー保護に関する取組の周知等が望まれる。

関連項目：28, 29, 46

3. 苦情解決の仕組みの確立、及び保護者への周知が望まれる。

苦情解決責任者は所長、苦情受付担当者は主任であることが、「苦情解決委員会に関する規程」及び職務分掌で定められ、第三者委員を2名選任している。苦情受付の流れと第三者委員の氏名と連絡先、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターを玄関に掲示している。意見箱を設置して記入用紙と筆記用具が準備されている。保護者等には入園時に配布する重要事項説明書で苦情相談窓口と苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員について説明している。毎年、保護者アンケートを実施し、行事ごとにアンケートで意見を求めるなど、保護者が苦情や意見を出しやすい工夫を行っている。当評価事業における利用者アンケートにおいて、9割の保護者が気軽に相談ができる雰囲気・態度があると回答している。

苦情だけでなく、保護者や地域からの電話や口頭での相談・苦情についても受付から対応・結果の報告までを記録し、保護者等への報告及び公表が望まれる。

関連項目：34, 35, 36

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

公私連携型保育所として開所して3年目、初めて第三者評価を受審しました。その中で法人の理念や若狭浦保育所の保育目標等を踏まえ、職員一人一人が、保育者として自身を振り返る良い機会となりました。また所内取組のマニュアルや要項等の整備と適切な活用、地域・保護者との連携の意義など、多くのことを学ぶことができました。

保護者アンケートから見えてきた意見、要望等は、保護者の方々の思いをくみ、これからの保育所運営にしっかり活かして取り組んでいきます。高い評価をいただいたことについては、自分たちの今後の保育の糧とし、改善すべき点については真摯に取り組み、より良い保育の実現につなげていきたいと思っております。

## ⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目			評価結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</b>			
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
着 眼 点	○	1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント	<p>理念等は、法人理念に基づいて保育方針と保育目標、めざす子ども像、めざす保育士像、めざす保育所像を掲げ、重要事項説明書や事業計画に記載し、ホームページで公開している。実践すべく理念の「心は豊かに、技は確かに」からは、保育所の使命や考え方を読み取ることができる。基本方針は、「生活や遊びを通して、生きる力の基礎を培うための活動を展開する」等の3項目で、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となっている。理念と基本方針が表示された事業計画は全職員に配布して園長が説明している。保護者に対しては、重要事項説明書に理念と基本方針をわかりやすく記載して作成し、進級時や入園時のオリエンテーション等で説明している。調査時の家族アンケートでは「保育所の保育目標、保育方針をご存じですか」に約90%が「はい」と答え、「入園する時に保育の目標や方針、保育所での一日の過ごし方などについて、十分な説明がありましたか」は100%が「あった」と回答している。</p>		
<b>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</b>			
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
着 眼 点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、法人の園長会等で社会福祉事業の動向について把握している。那覇市の「第2次子ども・子育て支援事業計画」や市の主管課による情報提供を受けている。保育ニーズとして一時預かり保育事業は開所時から実施され、今年4月から夜間(22時までの延長)保育を事業として取り組んでいる。施設長は、毎月の公定価格の収入については決済されている。保育所が位置する地域の特徴・変化等の経営環境や課題を把握し、定期的に保育の歳入歳出の分析や保育所利用者の推移、利用率等を分析し、毎月の財務状況についての把握が望まれる。</p>		

項目			評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		b
着眼点	○	1 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	2 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
		3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
		4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		経営課題を明確にした具体的な取組については、人材の確保・育成のための職員体制や設備の整備、光熱水費の高騰等を課題としている。経営状況や改善すべき課題については、法人事務局で共有されている。人材の確保や光熱水費の節約等、財務状況についても職員へ周知するとともに、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が望まれる。	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
		3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、中・長期(令和2~6年度)の事業計画が策定されている。長期計画は、在籍児童数や施設設備、備品整備、人材計画、保育研修、遊具、安全、環境対策、地域貢献、災害対策等の項目で、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。令和4年度の計画内容は、故障したクーラーの入れ替えや第三者評価受審、地域貢献としてお招き会の開催、災害対策として防災グッズ・食料等の備蓄点検となっている。 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定して実施状況の評価が行える内容とすること、及び必要に応じた見直し、収支計画の策定が望まれる。	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
着眼点		1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
		3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定について、中・長期計画の令和4年度は、施設整備と研修、地域貢献、災害対策等が具体的な内容となっている。 上記の中・長期計画の令和4年度の事業を、今年度の事業計画に位置づけ、数値目標や具体的な成果等の設定をして、実施状況の評価を行い、事業計画に沿った実績報告が行える内容とすることが望まれる。	

項目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
着眼点	<input type="radio"/>	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	<input type="radio"/>	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	<input type="radio"/>	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	<input type="radio"/>	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	<input type="radio"/>	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>単年度事業計画は、全体的な計画に基づいて概要や保育所経営、保育所運営、保育内容に関する保育所の評価、食育計画、保健計画、安全計画、年齢別年間指導計画、年間行事計画、各種指導計画、活動・行事実施計画、研修、安全計画、子育て支援等、多岐にわたった内容で作成されている。職員参画で作成し、年度初めに全員に配布して周知を促すための取組を行っている。教育・保育計画の一つである保育所評価については、保護者アンケートを1月に実施し、職員自己評価は3月に実施している。教育・保育計画の見直しについて、行事計画等は実施後にリーダーミーティングで評価反省が行われている。保育所経営や運営等は所長が見直し、3月に次年度の案を作成している。</p> <p>事業計画の実施状況の把握や評価・見直しについて、時期を明確にした手順を定め、手順にもとづいた把握や評価・見直しが望まれる。</p>		
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		c
着眼点	<input type="radio"/>	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	<input type="radio"/>	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	<input type="radio"/>	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>事業計画の保護者等への周知については、年度初めに保護者に重要事項説明書や保育所のしおりの一部として、行事予定(避難訓練や交通安全、身体測定、遠足、健診、保育参観、お招き会等が記載された)を保護者に配布し、入園時の資料として説明している。毎月の園だよりには、その月の目標や行事予定等を掲載して保護者へ配布し、周知に取り組んでいる。</p> <p>保護者に配布している「事業計画」は、子どもに関する行事を中心に掲載されているが、現在配布している事業計画に、職員の会議や研修、ボランティア活動等を追加掲載した計画の作成が望まれる。</p> <p>配布されている計画は行事だけの予定となっているため、評価基準によりC評価となる。</p>		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
着眼点	<input type="radio"/>	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	<input type="radio"/>	2 保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	<input type="radio"/>	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	<input type="radio"/>	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント	<p>保育の質の向上に向けた組織的な取組について、今年度は施設開設3年目で、昨年度は事業所評価を実施している。保育所評価項目(保育目標、保育内容、行事、経営組織、研究・研修、情報、施設・設備、出納経理、施設間交流・連携、家庭地域・社会との連携、子育て支援の推進、情報の発信等)に基づいて全職員による施設の自己評価を4段階で評価し、全体会議で内容を検討し、考察として4項目の課題を抽出している。第三者評価は今回が初の受審である。</p> <p>自己評価については毎年度の実施に期待したい。</p>		

項目		評価結果
9	② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>令和3年度の事業所自己評価(令和4年3月実施)の結果から、課題として4項目(①意義や趣旨を理解したチーム保育の実施、②施設間交流・連携、家庭地域・社会との連携、③子育て支援の推進、④地域への情報発信)を掲げ、文書化している。課題の改善策として、チーム保育の実施については、保育参観を実施し、コロナ禍で公園や保育所内等で縮小していた運動会を、今年度は中学校の体育館を借用して全年齢児や保護者等、同時に100人が参加して実施している。家庭地域・社会連携では、公営住宅の住人を招待して「お招き会」を実施し、15人の参加を得て予定外に余興の提供もあり、施設にとっては予想以上の盛会につなげている。</p> <p>改善策の取組については、課題を事業計画に明示して計画的に改善を実施すること、及び実施後の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことが望まれる。</p>	
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
着眼点	○ 1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>施設長の役割と責任の職員への表明については、運営規程に運営の方針が明記され、職務内容として「所長は、保育所の運営管理を統括する」と記載されている。施設長は毎月発行している園だよりにテーマを決めて文書を掲載している。施設長の職務内容は事業計画に表示されている。施設長不在時の権限委任については、主任が行うこととして自衛消防組織表に副隊長と明示し、事務分掌で「所長補佐及び代理」と表示している。</p> <p>施設長は経営面についての実態把握に努め、園だよりにより施設長名を明記することが望まれる。</p>	



項目			評価結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント		<p>遵守すべき法令等の正しい理解と取組については、就業規則に「業務に関し、直接又は間接に供応、贈与を受けない事」と規定され、就業規則に沿って利害関係者との適正な関係を保持している。所長は「苦情解決」や「虐待防止」、「運営規程及び重要事項説明書」の研修を受講している。虐待防止等の研修受講後は職員に伝達研修を実施している。法人として、若狭浦保育所保育倫理綱領やハラスメント防止規程、育児・介護休業等に関する規程、個人情報保護規程、裁判員休暇、運用規程等を作成している。保育制度や関係法令等については、コンプライアンスに係る確認シートを使用して月ごとにチェックしている。新人研修は法人事務局において実施するとともに、沖縄県社会福祉協議会主催の「保育所初任保育士研修」をオンラインで受講している。</p>	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
着眼点	○	1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○	2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
		3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○	4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○	5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント		<p>事業所は教育・保育の質の現状について、事業計画の見直しとして、事業所評価の自己評価と保護者アンケートに取り組んでいる。事業所自己評価は、保育所評価12項目に基づいて全職員による評価を実施し、全体会議で内容を検討し、考察として4項目の課題を抽出している。課題の改善策として、①チーム保育の実施については、保育参観の実施やコロナ禍で公園や保育所内等で縮小していた運動会を、今年度は中学校の体育館を借用し、全年齢や保護者等同時に100人が参加して実施している。②家庭地域・社会連携としては、公営住宅の住人を招待して「お招き会」を実施し、15人の参加を得て予定外に余興の提供もあり、予想以上の盛会につながっている。保育の質の向上に向けて、施設内研修計画を作成して毎月実施し、自らも講師として積極的に参画している。職員には施設外のオンライン研修(発達支援の子どもの理解、障害児保育・医療的ケア児の受入、乳幼児の発達と子育て支援等の教育・研修等)を全員に受講させて充実を図っている。同法人のこども園公開研修に参加させ、職員の保育の質の向上に努めている。</p> <p>計画的に改善策に取り組むために、課題を事業計画に明示して組織内に具体的な体制を構築し、積極的に取り組むことが望まれる。</p>	

項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
		3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、人事や財務の集計分析については法人事務局で行われているが、労務面の年休管理と時間外勤務については、保育所の事務担当が分析管理している。人員配置については、10月から1人採用し、保育士の法定基準9名に対して3名のフリー保育士を配置して14名でクラスを担当し、基準以上の要件を満たし、事務職員と用務員、調理員3人に法人の栄養士を配置して業務の実効性を高める取組を行っている。</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるため、組織内に意識を形成するための取組が望まれる。</p>	
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		c
着眼点		1 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
		2 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、必要な人材はハローワークやホームページを通して採用している。人材育成として今回の採用者については、1年目はフリー保育士として勤務させている。</p> <p>福祉人材の確保と育成に関する基本的な考え方や方針を策定し、保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人員体制について具体的な計画の作成が望まれる。</p> <p>必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していないため、判断基準によりC評価となる。</p>	
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
着眼点	○	1 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
		2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
		3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
		6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	
コメント		<p>総合的な人事管理については、今回の基本調査票にめざす職員像として「心身共に健康で、人間性・意欲豊かな保育士」と「一人ひとりを受け止め、子どもと共にある保育士」、「進んで保護者や地域と関わり、信頼される保育士」の3つの保育士像を挙げている。キャリアパス制度を活用して、リーダー4名、副リーダー3名を推薦し処遇改善加算Ⅱを実施している。今年度はキャリアパス制度に4名が申請し、申請費用を法人で負担している。</p> <p>採用や配置、異動、昇進・昇格等に関する基準を定め、その基準に基づいて職務に関する成果や貢献度等の評価を総合的に実施し、職員が、自ら将来の姿を描くことができるような仕組み作りが望まれる。</p>	

項目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
		7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント		<p>職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は所長とし、職員の勤務時間や有給休暇の取得状況等は事務職員が把握している。職員の健康診断が実施され、職場内での相談については主任が窓口になって対応している。職員の個別面談は年2回、8～9月と1～2月に実施している。福利厚生として、日本私立学校振興・共済事業団の退職金制度に加入し、給与等の待遇面についても母体法人によって配慮されている。完全週休2日で、3日間のリフレッシュ休暇の取得が実施されている。育休明け等で時短勤務を希望した場合は、1日6時間の勤務の措置が可能で、子の看護休暇も半日単位で取得でき、子育て中の職員に対して定時出退の要望にも対応している。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境整備がされている。今年度はキャリアパス制度に4名が申請し、申請費用を法人で負担している。福祉人材の確保、定着の観点から働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。育児休業を職員1名が取得中である。</p> <p>改善策を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行することに期待したい。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
		3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>職員一人ひとりの育成に向けて、期待する職員像が設定されている。職員は自己評価チェックリストの中に年度当初で課題とその対応策を記入し、所長による年2回の面談を実施し、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>職員一人ひとりの目標は、項目と水準、期限を明確に設定することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、ホームページにめざす保育士像が掲載されており、その一つに「誇りをもって、自他の向上を図り、前向きに自己研鑽する保育士」が掲げられ、園内研修計画を作成して研修が実施されている。年度末には次年度の見直しがされている。</p> <p>教育・研修計画に「基本方針」と「期待する職員像」や「必要とされる専門技術・資格」を明記し、定期的に研修内容やカリキュラムの評価・見直しを行い、期待する職員像の実現に資する研修の実施に取り組まれていることが望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の専門資格の取得状況等は資格証や研修受講一覧で把握している。新任職員には県社協主催の初任保育士研修を受講させ、法人においても新任研修を実施している。今年度の新規採用職員の習熟度に配慮して、フリー保育士として各クラスを計画的に経験させ、保育の実践や記録などについて主任保育士や所長によるOJTが実施されている。所長研修や保育士研修、事務員の研修等、階層別や職種別研修を受講させ、研修期間の長いオンデマンド研修は全員が受講できるよう配慮し、主任や職務リーダーには職務内容に応じたテーマ別研修を受講させている。外部研修の情報は全体会議で周知し、必要に応じて職員に声かけして研修受講を勧奨している。職員が年間を通して公平に研修に参加できるよう、所長と主任保育士が調整し、研修参加費は保育所で負担している。コロナ禍の今年度はオンラインによる研修も受講している。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着眼点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成の体制整備については、「保育実習受け入れ要綱」が整備され、「次世代育成を担う保育士の養成への協力、また、実習生の受入れに伴い自身の保育内容の向上に努める」旨が基本姿勢として明文化されている。実習生受入時は、受け入れ要綱に基づいて実施され、オリエンテーションで守秘義務についても説明して誓約書を提出させている。実習は、観察実習と部分実習、責任実習のプログラムで実施し、実習生の指導は学校から提示されたプログラムを活用している。職員や子どもには口頭で説明し、保護者には園日より事前に説明している。実習内容については、学校と連携して、主任保育士とクラス担当保育士が中心になり対応し、昨年度は2名の実習生を受け入れている。</p> <p>指導者に対する研修の実施が望まれる。</p>	

項目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開として、重要事項説明書や施設の概要、保育目標・園の一日、年間行事等がホームページで公開されている。公開された重要事項説明書には、施設の目的や運営方針、保育所の自己評価、第三者評価の受審、苦情相談窓口の設置が記載されている。第三者評価受審は今回が初めてである。苦情相談第三者委員として、地域の公民館館長と民生委員・児童委員へ依頼しており保育所の役割等を明示し説明している。</p> <p>苦情・相談について、相談内容の改善・対応結果を公表するとともに、理念や基本方針、保育の内容等を説明した広報誌等の地域への配布が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
着眼点	○	1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、事務や経理、取引等に関しては法人寄付行為及び事務分掌で定め、権限・責任は運営規程に明示され、年度初めの全体会議で職員に周知している。毎年、法人の財務について内部の専門家による監査が実施されている。</p> <p>外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を把握する事が望まれる。</p>	

項目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
		3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
	コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、運営規程や事業報告書に記載されている。運営規程には、様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める旨記載している。保育所玄関には、公民館の広報紙や子育て世代包括支援センターのパンフレット、地域文化祭のチラシ等が、随時設置され情報提供している。地域の方に保育所や子どもへの理解を得る取組として、地域の方々を招待した「お招き会」を開催し、子どもたちの歌やダンス、高齢者の演舞などが披露され、交流が実施されている。那覇市子育て応援ガイド(地域子育て支援センター、児童館、集いの広場、病児保育、ファミリーサポートセンター等の情報を掲載)が玄関に掲示されており、ニーズに応じて利用できるよう保護者等に情報提供している。</p> <p>子どもが地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制の構築が望まれる。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
		4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力をを行っている。
	コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明示と体制整備については、マニュアルとして「保育所ボランティア受入規程」が作成され、園児及び保護者、保育所と地域との交流の充実を図ることを目的としている。全体的な計画に保育士養成校や市営住宅自治会との連携が明記されている。ボランティア受入に関する基本姿勢が明文化され、受入担当者の設置や活動希望書等の提出に基づいた受入れ判断、必要な相談や助言、活動の場所の提供などの協力等を実施することが定められている。今年度は「読み聞かせのボランティア」として、保育専門学校の生徒6名を受け入れている。</p> <p>地域の学校教育等への協力について基本姿勢の明文化、及びボランティアへの研修(オリエンテーション)の実施や子ども・保護者等や職員への事前説明について、「保育所ボランティア受入規程」に追記した上で、「保育所ボランティア受入規程」は「保育所ボランティア受入マニュアル」への名称変更が望まれる。</p>	

項目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		5 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント		<p>保育所として必要な社会資源の明確化や関係機関等との連携については、社会資源として民生委員・児童委員や警察、地域の関係機関の一覧表が作成され、「保育所のしおり」には、保育所周辺の児童館や公民館、図書館、海浜公園などの自然や屋外公園等が示されている。緊急時等に関する社会資源の一覧表は事務所内に掲示し、職員に周知されている。家庭での不適切な養育が疑われる場合は、必要に応じて行政や児童相談所、要保護児童対策地域協議会等と連携することとしている。</p> <p>地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組が望まれる。着眼点5は、地域に関係機関・団体があるので、対象外である。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
着眼点		1 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		2 (保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		地域の福祉ニーズ等を把握するための取組について、地域の民生委員・児童委員連絡会や自治会等に保育所(組織)として参加することにより、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握し、多様な相談に応じる体制を構築することが望まれる。	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		4 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		<p>市営住宅自治会が実施する年末大掃除に所長と主任保育士が、地域コミュニティの活動として参加している。</p> <p>地域の把握した福祉ニーズ等に基づき、具体的な活動を計画し、保育所の特色や福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を生かし、地域に還元する取組の実施が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>	

項目		評価結果
<b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b>		
<b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b>		
<b>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</b>		
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 <span style="float: right;">b</span>
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>子どもを尊重した保育に関しては、保育方針に「それぞれの子どもの持つ潜在能力や育つ力を支え育み、家庭支援と並行しつつ、子どもの最善の利益と幸せを追求する」と記載されている。「保育倫理綱領」や「苦情解決委員会に関する規程」、「プライバシー保護マニュアル」が作成されている。保育目標や子どもたちが心身共に豊かに成長し、生活できることなど日々努力を重ねる旨記載されている。年度初めに保育理念や保育の方針等を共有し、「子どもファースト」を合言葉に子どもの権利擁護についての園内研修を実施している。保育において、大きな声で「ダメ」などと制止せず、「ゆっくり、のぼろうね」など穏やかに伝えるようにしている。「園児の呼名は〇〇さんと呼ぶ」や子ども同士の鬼などの決め事では、一方的な決め方にならないようにし、「コンプライアンスに係る確認シート」を利用して、保育士一人ひとりの対応状況を評価している。子どもの名簿は誕生日順にし男女混合名簿にしている。お便り帳やお知らせなど平仮名や漢字にルビを振るなど工夫している。口頭での連絡時には理解しやすいよう、分かりやすい言葉で、場合によっては保護者の一方にだけでなく両親に連絡をするなど、丁寧な対応を心がけている。</p> <p>子どもを尊重した保育の共通理解の職員研修の更なる実施、及び保育内容や持ち物など外国籍や理解しづらい保護者への対応について実物や写真などによる可視化が望まれる。</p>	
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。 <span style="float: right;">c</span>
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。
	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した保育について、ベランダでの水遊びの際は外からの視界を遮断するため目隠し用ネットを設置し、保育室での着替え時にはカーテンを閉めて配慮している。</p> <p>「プライバシー保護マニュアル」は個人情報保護規程の内容となっているため、子どものプライバシー保護に配慮した規程やマニュアルの整備が望まれる。保育室内での子ども同士の着替え時の視線やシャワールーム、手洗い場、トイレでの排せつ時のプライバシーへの配慮、子どもや保護者へのプライバシー保護に関する取組の周知等が望まれる。</p>	



項目			評価結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
着眼点	○	1 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4 見学等の希望に対応している。	
	○	5 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント		<p>利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、保育所のホームページに施設概要や保育目標、園の一日、年間行事、園だより等が掲載されており、同法人運営の他のこども園に情報を提供している。ホームページはもとより、入園のしおりや重要事項説明書は読みやすい文字等で記載されている。設備面等はホームページに写真を掲載することで把握しやすくなっている。利用希望者には、重要事項説明書や入園のしおりで個別に説明している。見学希望者には、新型コロナ感染対策を実施して、入園のしおりで全体的な説明をしながら一時保育の利用等も含めて説明している。</p> <p>理念や基本方針、保育方針等が掲載されたパンフレット等を多くの人が入手できるよう、近隣の公共施設等に設置することや法人から提供された同一法人のこども園等の情報の公表が望まれる。</p>	
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○	5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		<p>保育の開始・変更時における保護者等への説明について、入園児の保護者等には重要事項説明書や入園のしおりをもとに説明して同意を得ている。進級する子どもの保護者等には、前年度から変更になった箇所を表記した重要事項説明書を配布して確認書を提出させている。保育の提供開始や変更時は、子どもの衣類や毎日の持ち物、準備するもの等について、入園のしおりを用いて保護者等が分かりやすいように説明している。外国籍の保護者や配慮の必要な保護者には、ひらがな表記やルビを付けて説明する等、保護者等の状況に応じて対応している。</p> <p>重要事項説明書の同意の署名欄を別紙とせず一緒に綴ることが望まれる。</p>	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		3 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		<p>保育所等の変更にあたり保育の継続性への配慮については、保育所の利用が終了した後も、いつでも相談できることを保護者に口頭で説明し、相談窓口として所長や主任保育士が対応している。昨年度は転園した子どもについて、転園先からの依頼により、保護者の許可を得て、子どもの情報を口頭で提供している。</p> <p>保育所の利用が終了した後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を子どもや保護者等へ提供することが望まれる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 b
着眼点	○ 1	(保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>利用者満足の上を目的とする取組については、日々の教育・保育の中で室内や園庭遊びの様子を観察し、子どもの表情や言動等から満足の把握に努めている。毎年、保護者アンケートを実施し、個別面談や行事開催後のアンケートで保護者の満足の把握に努めている。アンケートは所長が集計し、結果を主任と確認し検討している。保護者アンケートの「3歳児になって連絡帳がなくなり、子どもの毎日の様子がわかりにくくなった、子どもの様子を知りたい」という要望に対して、保育士がお迎え時に声を掛けてその日の様子を伝えている。その週で行う活動予定をクラスの出入口に掲示して、ホワイトボードにその日の午前と午後の活動内容を記載し、先週の活動状況の写真を扉の横に貼る等の改善に取り組んでいる。</p> <p>コロナウイルス感染症が落ち着き、保護者会が開催された際には職員等の参加が望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 c
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>苦情解決責任者は所長、苦情受付担当者は主任であることが、「苦情解決委員会に関する規程」及び職務分掌で定められ、第三者委員を2名選任している。苦情受付の流れと第三者委員の氏名と連絡先、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターを玄関に掲示している。意見箱を設置して記入用紙と筆記用具が準備されている。保護者等には入園時に配布する重要事項説明書で苦情相談窓口と苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員について説明している。毎年、保護者アンケートを実施し、行事ごとにアンケートで意見を求めるなど、保護者が苦情や意見を出しやすい工夫を行っている。当評価事業における利用者アンケートにおいて、9割の保護者が気軽に相談ができる雰囲気・態度があると回答している。</p> <p>保護者等からの苦情だけでなく、電話や口頭での相談・苦情についても受付から対応・結果の報告までを記録して公表することが望まれる。</p> <p>公表については、「苦情がない」ことが公表されていないため、評価基準によりC評価となる。</p>	

項目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、重要事項説明書に相談窓口と第三者委員名を記載し、玄関に意見箱を設置している。相談苦情窓口の受付担当者や解決責任者と第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、保育所独自に、定期的にアンケートを実施している。個人面談を実施し、クラス担任意外に事務所職員等も朝夕声掛けを行い、保護者等が話しやすい雰囲気づくりに努めている。保護者等からの相談には、空いている保育室等で対応している。</p> <p>重要事項説明書への意見箱が設置されていること、及び第三者委員の連絡先、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会と那覇市こども教育保育課の連絡先の追記が望まれる。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○	1 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
		3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
		5 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>送迎時にクラス担任や事務職員が声かけを行い、会話の中から要望や意見を聞くように心がけ保護者とのコミュニケーションに努めている。毎年、保護者アンケートが実施され、日々のコミュニケーション及び年1回の個人面談の前に質問したいことや要望がないかをあらかじめ書面で求めている。個別面談時の記録には、子どもの発達状況の相談等も記載されている。</p> <p>「苦情解決委員会に関する規程」は作成されているが、相談・苦情対応マニュアルの作成、及び作成後のマニュアルの定期的な見直しが望まれる。保護者等からの口頭や電話での相談や意見等も「相談・苦情」として報告書の作成が望まれる。</p>	

項目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>施設の危機管理の責任者は職務分掌で保育所長となっている。屋内の設備や遊具、安全点検は安全チェック表(22項目)で毎日行われている。屋外は月1回、建物と園庭、戸外等の遊具や危険箇所がないか確認している。令和3年8月に外階段に剥離が見つかり、市営住宅課に連絡して補修されている。台風キドクガが発生した際は、緊急クラス代表ミーティングを開催して対応を検討している。平成28年の厚労省が作成したガイドラインと、「緊急管理マニュアル」を整備し、「感染症マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」を各クラス及び事務所に設置している。主管課からの「ヒメタニューモウイルス感染症」についての通知に対して、全体ミーティングで園内研修を実施し、マニュアルに追加している。那覇市の認可外保育所で発生した子どもの突然死の事故事例や他県での消毒液の誤飲の事例などを収集し、クラス代表ミーティングで周知している。収集した事例をもとに、職員とともに保育所で発生した場合を想定して発生要因の分析、及び改善策や再発防止策の検討等の取組が望まれる。</p>		
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>感染症対策マニュアルとして厚労省の「保育所における感染症対策ガイドライン」と「ノロウイルス二次感染予防マニュアル」、「感染症対応ガイドライン」、「プール遊び・水遊びマニュアル」を整備している。各クラスにマニュアルを設置するとともに、エプロンや手袋、消毒液と一緒に「使用方法と汚物処理手順」をラミネート加工して掲示している。新型コロナウイルス感染症に対する研修を定期的に行い、乳児保育の保健・衛生研修やプール・水遊びに関する研修をマニュアルや動画を用いて実施し、心肺蘇生法やAEDの取扱いについての救急救命研修を行っている。感染症の予防策として保護者からの体調の変化について体調確認票で連携し、手洗いの実施や保育室のアルコール消毒を行っている。コロナウイルス感染者発生時は、所長を責任者とした体制で、主管課や保健所と連携して感染拡大の防止に努めている。コロナ感染症対策として、ガイドラインが改定されるごとに職員に周知し、マニュアルが見直されている。保護者には「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って保育所のしおりで潜伏期間等も周知している。登園の際は届けを提出させる対応をしている。マニュアルは毎年度末に全体ミーティングで見直している。保護者へはコドモンや電話、文書で保育所の対応や行動制限について周知している。</p>		

項目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>災害時の子どもの安全確保については、防災計画において防火管理者は主任で、火災時の初期消火担当や避難誘導担当、検索担当と役割を明確にしている。火災・地震・津波に対する訓練は毎月行い、不審者対応は年2回実施して課題の見直しを行っている。被災時の子どもの受け渡しについては、災害時の緊急連絡及び緊急連絡票で対応している。避難場所は、隣接する市営住宅の上階と定められている。災害時には近隣の児童館や津波避難ビルとも協力が得られるようになってきている。備蓄は、食料品は市営住宅の屋上の自治会室に保管され、備品等は事務所で保管し持ち出せるように準備している。食料品の備蓄はリストが作成され、アレルギーのある子にも対応できるようにしている。</p> <p>備蓄食料は子ども及び職員を含めた3日分の確保、及び災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画の整備が望まれる。</p>		
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
<b>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</b>			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>「ボランティア受入規程」や「プライバシー保護マニュアル」、「保育所保育園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」、「事故防止及び事故発生対応」、「感染症対応ガイドライン」、「アレルギー対応ガイドライン」、「プール遊び・水遊びマニュアル」、那覇市「子ども虐待対応マニュアル」等のマニュアルを整備している。職員には、全体ミーティングやリーダー会議で周知している。月案や週案に記載された通りの実施だけではなく、雨の日に3、4歳児の子どもが泥んこ遊びをするなど、その時の子どもの気持ちを大切にしたり関わり方をしている。</p> <p>標準的な実施方法へ子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢の明示、及び標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	○	1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>マニュアルは年度末に見直すことになっており、見直された内容は全体ミーティングで報告されている。台風時の暴風警報の発令や解除による対応について、見直された内容を入園のしおりに明示し保護者に周知されている。新型コロナウイルス感染症対策については見直されるごとに全体ミーティングで研修を実施している。</p> <p>保育の標準的な実施方法について、検証・見直しの方法を定め、必要に応じて指導計画の内容を反映させることが望まれる。</p>		

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画作成の責任者を設置している。
	<input type="radio"/>	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/>	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/>	4 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
	<input type="radio"/>	5 (保育所) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	<input type="radio"/>	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	7 (保育所) 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/>	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
コメント	アセスメントに基づく指導計画の作成については、年間指導計画や月、週、日案等の原案を各クラス担当職員が作成し、責任者は主任となっている。入園時に2人体制で面談し、児童票と保育所独自の「面談チェック表」で子どもの発育や健康状況、予防接種の状況、食事や睡眠状況、一日の流れや今までの保育状況等を把握している。保護者の意向や要望を含めて面談した2人で協議し、協議した内容は代表ミーティングで報告され共有されている。進級児は、年度初めに子どもの成長に対するニーズや要望について保護者に意見をきいている。3～4歳児は月、週案の「家族との連携」に「保護者との信頼関係を築くために思いを聞き、子どもの様子を伝える」や「環境構成・援助」に具体的なニーズ等が明記されている。必要時には法人の栄養士等も含めて合議して個別の指導計画が作成されている。週案や日誌の保育の反省、考察から次の週案、月案が作成され、主任の助言や指導を受けて、見直す体制がある。支援困難ケースの保育の提供については、要対協に参加して保育の提供を行っている。	
43	②	定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。 b
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/>	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/>	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	<input type="radio"/>	5 (保育所) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	定期的な指導計画の評価・見直しについて、週案は金曜日、月間指導計画は月末に見直し、次年度に向けて12月から3月に全体ミーティングで検討して、各種指導計画の評価・見直しを行い教育保育計画の作成を行っている。週案には「雨天時にはフリールームにて巧技台やマット運動、跳び箱などを楽しみ、ホールでは鉄棒やリレーなどで身体を動かして遊ぶ」等の記載があり、天気が悪くなった場合の対応が想定されている。行事の延期や内容の変更があった場合は月案に手書きで追記し、職員が確認できるようにしている。見直した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順の作成、及び保育の質の向上に関わる課題等を明確にすることが望まれる。	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>子どもの発達状況や生活状況等は、統一した様式に記録されている。月案や週案に沿った保育が実施され、子どもの様子を「週案・日誌」に記載している。指導計画や日誌等の記入については4月に研修を実施している。記録内容や書き方に差異がなく、記録方法について情報が共有されていることが確認できる。各クラスの週案・日案は、各クラスの複数の職員が輪番で作成している。週1回、木曜日の午睡時にクラス代表ミーティングを行い、各クラスの情報を共有し、翌週の行事等について話し合われている。事故等、重要案件で周知を必要とする情報は、第三土曜日又は臨時の全体ミーティングで共有している。</p> <p>ICTの設置はされているが、端末の設置による職員間の指導計画の情報共有が望まれる。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。
	○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント	<p>「子どものプライバシー保護マニュアル」の内容が個人情報の保護規程となっており、個人情報の管理については、情報の漏洩、紛失、改ざん、不正アクセスの防止について規定されている。情報の提供に関して、文書の処理管理責任は事務分掌により事務員及び保育所長となっている。職員は入職時に守秘義務について法人の研修を受講し、誓約書を提出している。個人情報を漏洩した職員には、就業規則で罰則が定められている。重要事項説明書に事業所の情報公開や個人情報の保護についての方針を記載し、保護者には毎年、ホームページやクラス便り等への写真掲載に関する同意を文書で得ている。</p> <p>プライバシー保護マニュアルの個人情報保護規定等への名称変更、及び保管や廃棄についての追記、個人情報の利用同意書への利用目的を特定しての追記、個人情報取り扱いマニュアルの作成並びに職員への周知が望まれる。</p>	

項目			評価結果
A-1(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
		3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
		4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>子どもの権利擁護に対する取組については、市の「子ども虐待対応マニュアル」や「保育所保育園における人権擁護のためのセルフチェックリスト」、「全国保育士会倫理要綱」が整備されている。重要事項説明書に運営方針として「【心豊かな子の育成】として子どもの最善の利益と幸せを追求する」ことを明記している。権利擁護に関する取組について具体的に検討する機会の定期的な開催、及び人権擁護のセルフチェックリストの活用が望まれる。</p> <p>権利擁護に関する取組が十分ではないため、判断基準によりC評価となる。</p>	
A-2 保育内容			
A-2(1) 全体的な計画の作成			
47	A②	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
着眼点	○	1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	6 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	
	○	7 全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	
コメント		<p>全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針等に基づき、法人の理念や方針のもと保育所の保育理念、保育方針や目標、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて作成されている。養護と教育の各領域や子どもの発達過程、保育時間、主な行事、幼稚園・こども園・小学校との連携、健康支援、食育の推進、環境及び衛生管理並びに安全管理、災害への備え、子育て支援、職員の資質向上、特色ある教育と保育などで作成されている。園長の責任の下、各クラスリーダーが提出した案を主任も交えて評価して見直し、次年度の計画が作成されている。</p>	



		項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
48	A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	着眼点	<input type="radio"/>	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		<input type="radio"/>	2 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		<input type="radio"/>	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		<input type="radio"/>	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		<input type="radio"/>	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		<input type="radio"/>	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備について、室内には温・湿度計が設置され、エアコンや扇風機で調整して適切な状態に保持している。園内外の設備用具の安全管理について、室内は毎日クラス担任が安全確認を行い、戸外の遊具等は月1回、園庭安全チェック表を使って点検している。砂場の砂は毎年補充し、猫が侵入しないよう園庭の周りに猫防止柵を取り付け、衛生面に配慮している。家具等は転倒予防がされ、寝具は収納場所を確保して毎週末に持ち帰り、衛生管理に努めている。遊具は毎日午後に消毒し、布製の玩具は月1回、洗濯している。各クラスには板間と畳間があり、活動や睡眠のための生活空間は十分な広さが確保され、広い廊下やランチルームもあり子どもたちが心地よく過ごせるようになっている。園舎は2階建てで、各部屋の前には広い廊下とテラスが設置され各クラスから直にテラスや園庭に出られる造りになっている。園庭には大きな木々の木陰があり、砂場やブランコ、滑り台、鉄棒、菜園があり戸外活動が十分にできる環境がある。</p> <p>保育室にコーナー遊びが設置されているが、広さを活用した探索活動や季節に応じた更なる工夫、2階の絵本コーナーは子どもが読みたくなるような工夫等、また2～4歳児のトイレのドアの設置や小便器の仕切り、着替えやおむつ交換時のプライバシーへの配慮についての検討が望まれる。</p>	
49	A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
	着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		<input type="radio"/>	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		<input type="radio"/>	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		<input type="radio"/>	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		<input type="radio"/>	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		<input type="radio"/>	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント		<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、一人ひとりに寄り添えるように入所前の面接において子どもの発達や家庭での過ごし方を聞いている。低年齢児は連絡帳や登降園時に個人差の把握に努め、個別の指導計画を作成して、子どもの欲求や気持ちに応える対応をしている。朝夕の合同保育では、0歳児を1歳以上のクラスと分けて行うことで、落ち着いてゆったりと過ごせる取組をしている。指導計画の援助の欄には「甘えや不安・欲求をその都度受け止め・・」や「一人ひとりの発達や生活リズムを把握し無理なく・・・。子ども一人ひとりの発達や困りごとを理解して・・。自分でやろうとする気持ちを汲み取りできない時や困った時は『手伝って』と伝えるようにする」等の記載がある。調査日、0歳児が散歩車に乗って出かけようとした時、急に大雨になった。子どもは散歩に行くと思っているので室内に戻るのが嫌だと表情や仕草で保育者に訴えていた。保育者は雨に濡れない軒下を移動しながらシャボン玉遊びをするなど子どもの気持ちを大切に援助する場面が見られた。</p> <p>子どもの気持ちや生活リズムを職員間で共有し、対応できるよう更なる取組が望まれる。</p>	

# 項 目

評価  
結果

50 A⑤ ③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 b

- |             |   |   |   |
|-------------|---|---|---|
| 着<br>眼<br>点 | ○ | 1 | 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 |
|             | ○ | 2 | 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。  |
|             | ○ | 3 | 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。  |
|             | ○ | 4 | 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。        |
|             | ○ | 5 | 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。     |

コメント

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備については、入園前の面談や個人面談などで、子どもの家庭での状況や生活リズムを把握している。全体的な計画に「生活に必要な基本的な習慣や態度を養い・・・」が記載され、各年齢の指導計画においても「自分でやりたい気持ちが十分に満たされるような・・・身の回りのことを自分で・・・基本的な生活習慣は個人差を踏まえて・・・」等、基本的な生活習慣が身につくための発達過程を考慮して支援が行われている。園の特色として「食育」は、全年齢の年間や月、週の指導計画に記載され、食事の支援がされている。ランチルームで食事やおやつを提供して、子どもが食事に向き合う環境を整え、食事の習慣が身につけられるようになっている。排せつについては、1歳児クラスの週の指導計画に「トイレに行きたがらない子どもには無理強いせず、遊びが終わるタイミング・・・見計らって繰り返し誘っていく」、2歳児では「尿意を感じて保育者に伝えた時には褒めて・・・自分から便器に座れるように関わる」、3～4歳児は「身の回りの始末の仕方を写真で表示し、みずから行えるようにする」等、自分でやろうとする気持ちが大切にされ一人ひとりの発達に合わせた支援がされている。

基本的な生活習慣の自立に向けて、個人差に配慮しながら全体的な計画に基づき「じぶんでやろうとする気持ちを育む」こと、及び食事については食育計画に基づいた更なる配慮が望まれる。

51 A⑥ ④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 b

- |             |   |    |   |
|-------------|---|----|---|
| 着<br>眼<br>点 | ○ | 1  | 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。 |
|             | ○ | 2  | 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。                  |
|             | ○ | 3  | 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。          |
|             | ○ | 4  | 戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。 |
|             | ○ | 5  | 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。      |
|             | ○ | 6  | 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。            |
|             | ○ | 7  | 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。              |
|             | ○ | 8  | 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。               |
|             | ○ | 9  | 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。         |
|             | ○ | 10 | 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。               |

コメント

子どもが主体的に活動できる環境整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、各年齢の保育室は遊びのコーナーを設置して友だちと関わりながら遊ぶことができる広さがある。園庭は木々に囲まれ木陰を活用し、砂場遊びやブランコ、滑り台、砂遊び、泥んこ遊び、スクーターや三輪車乗り、鉄棒など自分の好きな遊びに取り組める環境がある。近隣の公園や海岸で海に浮かぶ船を見て海風を感じ、ガジュマルやモクマオウ、タンポポやシロツメクサ、バッタやセミ等に触れて自然に親しめる取組をしている。玩具や教材、絵本などを十分に用意し、様々な遊びや素材を使つての集団活動や室内遊びを選択し、粘土や廃品などを使って自分のイメージしたものや作りたいものを製作している。乳児は主体的な活動の基盤作りとして、1対1の関わりの中で欲求や要求を優しく受け止めて、信頼感が育まれ探索活動ができるようにしている。子どもが自らしてみようとする気持ちが芽生えるようにゆったりとした時間を確保し、子どもの伝えたい気持ちに共感し友達と遊ぶ楽しさが育めるように関わっている。3歳以上児は椅子取りゲームやだるまさんがころんだ、転がしドッチボール等様々なルールのあるゲームを体験させ、朝の会や当番活動、日常の遊びの中でトラブルが発生した時に保育者は、自分の気持ちの表現の仕方や相手の気持ちに気づけるような関わりを通して、ルールや行動の仕方を身に付けるように支援している。「おたのしみおゆうぎかい」にむけて、友だちと一緒にイメージを共有して同じ目的に向かってオペレッタに取り組む協同的な活動がある。児童館のお化け屋敷などのイベントに参加し、園のお招き会に地域のお年寄りを招待して手遊びや歌を披露して交流している。色紙や絵具、空き箱や新聞紙、粘土等で製作活動をし、友だちとダンスをし、歌うことで、表現活動が楽しめる環境を整え、保護者が見学しやすい展示や発表会の工夫をしている。

子どもが主体的に遊びに関わり活動が継続できるように、遊びの内容や準備、片付け等においても子ども自らが環境構成に取り組み、主体的に活動に取り組めるよう更なる支援が望まれる。

# 項 目

評価  
結果

52

A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点	○ 1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	○ 2	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	○ 3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
	○ 4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	○ 5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	○ 6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	

**コメント**

0歳児における養護と教育の一体的な展開と環境整備として、室内は畳間とマットを敷いた床間に仕切られ、ずり這いやハイハイ、つかまり立ちができるスペースが用意されている。クラスは事務所の隣に配置され、災害時や緊急時に大人の支援が受けやすく、安全に配慮されている。テラスから庭に出て外気浴をし、砂や土、草花に触れて風を感じ、園庭で遊ぶ異年齢児の遊びを見て関わるができる。食事や着脱、おむつ交換の際は、「・・・発達や健康状態を把握し、安定した心地よい生活ができるようにする」や「甘えや不安をその都度受け止め・・・」等、特定の保育士が応答的に関わり、子どもとの信頼関係、愛着関係を構築している。朝の受け入れから降所時まで情緒が安定するように乳児室で過ごしている。登園時は検温をし、子どもの状態や生活リズム等を視診で確認し、保護者と連携して一人ひとりの状態を把握して体調を管理している。保育者は、食事や排泄、着脱、睡眠チェックや遊び等、安全に健康的に過ごせるようにその子に合わせた支援が行われている。登園後の遊びや食事量、睡眠、排せつの様子などは口答や連絡帳を使って保護者へ伝えている。

乳児が自分で絵本や玩具などを取りだし、探索活動が十分に行えるような環境の工夫やおむつ交換や着脱など、プライバシーに配慮した対応や月の指導計画において室内の環境構成やその月ごとの狙いを達成するための援助等、クラス全体の場面の記録が望まれる。

例：食事⇒スプーンでうまくすくえない子どもには具材を保育者がスプーンにのせ、手を添え一緒にすくうなどして自分で食べられることをほめて意欲につなげる。着脱⇒スポンに足を入れやすいように、シャツから顔や手が出やすいように衣服を並べ、さりげなく手を添えて達成感が持てるようにする。

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着 眼 点	○ 1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	○ 2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	○ 3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	○ 4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
	○ 5	保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	○ 6	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
	○ 7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	

**コメント**

3歳未満児の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備について、保育者との信頼と愛着関係を土台に自我の表出や探索活動が行える環境を整えている。登園時の子どもの状態や食事、排泄、睡眠、検温等で一人ひとりの状態を把握し、引継ぎ簿を使用して担任に引き継がれている。園での食事摂取量や睡眠、排せつ、遊びの様子は連絡帳を使って保護者へ伝えている。送迎時は、1歳以上児は合同で過ごし、異年齢児との交流から子どもの生活や活動の模範モデルがある。1歳児は、子どもの発達や興味に合わせた玩具や遊びを用意し、保育士が抱き、言葉をかけながら、ゆったり関わってスキンシップを図り信頼関係を築いている。保育室は安全に配慮し、保育者に見守られながら探索活動や好きな遊びを楽しんでいる。2歳児は、食事や排せつ、着脱を自分でじっくりと挑戦できる十分なスペースと時間を確保し、「自分でやる」気持ちを受け止め、必要に応じて援助し、自分でできた喜びを味わえるようにしている。友だちと一緒に遊ぶ中で玩具の貸し借りをうまく伝えられない場面では、「かして」や「どうぞ」等のやりとりを伝え、友だちとの関わり方を丁寧に伝える保育が実践されている。食事やおやつ時は自分のタオルを持ってランチルームに行き、食後は自分で顔や手を拭き、自分でしまう等、身の回りのことを自分でしようとする姿がある。

子どもの「自分でしようとする気持ち」を尊重し、主体的・自発的に活動できる環境の整備について職員間で共有し更なる取組が望まれる。

# 項 目

評価  
結果

54	A⑨	⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着 眼 点	○	1 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○	2 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
			3 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○	4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
		コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備として、3歳児9人と4歳児2人が在籍し、全体的な計画に基づいて年齢別に指導計画が作成されている。異年齢保育に不安を感じている気持ちを受け止め、発達に配慮して一人ひとりの育ちに配慮している。3歳児は進級がスムーズに移行できるように前年度後半より3、4歳児室で過ごし、4月は子どもの不安や負担を軽減するように取り組んでいる。3、4歳児は、室内で季節ごとに、複数の遊びコーナーを設け、玩具や教材は子どもたちが見たり触れたり、手が届きやすいように工夫されている。発達に応じたコーナー遊びと並行して、友だちと一緒に活動できる環境(布遊び・水遊び・パン粉・小麦粉粘土・フィンガーペインティング・水遊び・カタツムリ、グッピー観察・草花の栽培等)が整えられている。保育者は、子どもの苦手な活動は無理強いせず、別の遊びをしながら友達の様子を見せる等の支援をして苦手な事にも挑戦しようとさせる取組がある。ゲーム(椅子取りゲーム・ころがしドッチボール・かくれんぼ・色鬼等)を通して「嬉しい、くやしい」の気持ちを感じて周りに伝える体験をし、ルールを理解して友だちと話し合う等、仲間を意識する体験ができる支援をしている。空き箱や色紙、絵具、粘土等での製作活動で、友だちと協働して表現活動が楽しめる環境を整え、作品等はクラスに展示している。毎日の活動の内容をボードに書き、時には活動の様子の写真を展示し、送迎時に保護者に伝えている。「おたのしみおゆうぎかい」にむけて友だちと一緒にイメージを共有し同じ目的に向かってオペレッタに取り組む協同的な活動がある。保育参観や園のお招き会に保護者や地域のお年寄りを招待し運動遊びや手遊び、歌を披露している。期ごとに作品を展示し、保育所の様子を伝えている。</p> <p>季節ごとに複数のコーナーを設け、好きな遊びを十分に楽しめるよう主体的・自発的に活動できる環境の整備について職員間で共有し取り組むことが望まれる。</p> <p>着眼点3は5歳児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	
55	A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	着 眼 点	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○	5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○	7 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8	保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
		コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育の内容や方法への配慮としては、障害児が2人在籍し、1人は週に2回児童デイを利用している。他に気になる子どもも数名いる。障害児は個別計画が作成され、クラスの月や週の指導計画に具体的な支援内容が記録されている。障害児担当職員是那覇市子ども発達支援センターの研修や巡回指導に参加し、子どもの特性に応じた指導助言を受けて対応している。</p> <p>建物設備は、市営住宅の1～2階にあり、階段の段差への配慮、及び障害児対象以外の支援が必要な子どもの個別の計画作成、全職員への障害児保育研修の実施、並びに他の保護者に障害のある子どもの保育について重要事項説明書等に掲載して周知することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
56	A⑩	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
着眼点	○	1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
	○	3 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
	○	4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	7 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
コメント		<p>子どもの在園時間を考慮した環境整備と保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行って朝夕の登降園に対応している。保育時間の中で、7時30分から8時30分までと17時半頃から降園までは、0歳児は自室でゆったりと過ごし、1～4歳児は1歳児の部屋でパズルやブロック、手作り大型積み木を使って異年齢で遊んでいる。18時30分以降22時までの延長保育は、毎日数名が利用している。子どもの状態や生活リズム、機嫌等を視診により確認して引き継ぎ簿に記入し、職員同士や保護者との連携に取り組んでいる。おやつは手作りを基本とし、アレルギーにも対応できる菓子などで対応している。</p> <p>年齢別指導計画に長時間保育の位置づけを明確にし、異年齢で過ごす時間においても子どもの遊びや活動等の更なる工夫が望まれる。</p>	
57	A⑫	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
コメント		5歳児を受け入れていないため、評価対象外とする。	
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
着眼点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	○	7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	○	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		<p>健康管理については、保健計画を作成して子どもの既往症や予防接種状況を把握し、内科健診や歯科検診、アレルギー対応等を実施している。日々の子どもの健康状態は、保護者に朝の検温と体調等を健康観察シートに記入してもらい、登所時は視診と検温、触診を行い、1日3回の検温とシャワー時(食後)の全身チェックも実施している。保育中の子どもの38℃以上の発熱や体調不良、ケガなどの場合は保護者に電話連絡し、迎え時に説明するとともに連絡帳にも記載している。職員間での情報共有は引き継ぎ簿に記入している。保育所における子どもの健康に関する方針等は、入所時に重要事項説明書や保育所のしおりで保護者に説明している。職員は「乳児の健康観察」等の研修を受講して乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を深め、0～1歳児は5分おき、2歳児は15分間隔で確認して記録している。保護者に毎月、那覇市こども教育保育課の「保健だより」を配布し、SIDSに関する情報も提供している。保護者に対して、寝かせる時はおしゃぶりの紐を外す、タオル等は巻き付かないようにする等を個別に伝えている。</p> <p>子どもの健康管理全般に関するマニュアルの整備が望まれる。</p>	

# 項 目

評価  
結果

59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	着 眼 点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
		○	3 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
		コメント	<p>嘱託医による内科健診と歯科健診、尿検査を年2回実施している。内科健診は、事前に受診票（子どもの予防接種や発達の状況、医師に相談したいこと等）を保護者に記入してもらい、医師が確認して所見と判定を受診票に記載している。健診後は、内科健診受診票と歯科健診カードを保護者に提供し、コピーを児童票に綴って関係職員に周知している。低身長を気にしている保護者には対応できる病院を嘱託医が紹介し、言葉の遅れが気になる子どもの保護者に発達支援センターを紹介して、病院の言語療法士につながり治療を受けることで改善へとつながった事例がある。歯科健診の結果で歯磨きの方法を再確認して家庭にも伝え、1歳後半からうがいの練習をさせる等、クラス毎に取り組んでいる。</p> <p>健診結果を保育所全体の計画等に反映させることが望まれる。</p>	
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	着 眼 点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	3 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
		○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
		コメント	<p>アレルギー疾患のある子どもには、医師による生活管理指導票の提出を義務付けて毎年1回提出させ、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じて対応している。除去食を解除する場合は、診断書と除去解除届を提出させている。アレルギー食の実施に当たっては、保護者と所長、主任、保育士、調理担当者等と面談を行い、指導票に基づいて情報を共有し、除去食や代替食を提供している。現在、卵と牛乳、甲殻類に対するアレルギーの子どもが在籍しており、代替食として牛乳は豆乳に、パンは米粉パンに、モズクやシラスはわかめにしている。保護者との連携については、献立表を配布して食材の確認を双方で行っている。食事の提供時は、担任と調理の配膳担当者がアレルギーの内容物の有無を確認し、専用の机と椅子、布巾が用意され、名前が記載されたトレイにアレルギー児専用の食器に配膳されている。キャリアアップ研修(「アレルギー対応について」)を受講した職員が伝達研修を実施している。他の子どもにはアレルギー除去食の提供時にその都度分かりやすい言葉で説明している。他の保護者には「保育所のしおり」でアレルギー除去食の提供について説明し、懇談会や個人面談の時に説明することもある。喘息やアトピー性皮膚炎等の慢性疾患の子どもに関しても医師の指示に沿って対応している。</p>	

項目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
	コメント	<p>全体的な計画に食育の推進を位置づけ、年齢毎に4期に分けて食育全体計画を作成している。給食ワゴン を2階のクラスまで運ぶ調理員の負担軽減及びコロナ禍への対策として、遊戯室をランチルームとして利用し、 クラスごとに時間をずらして異年齢児とも関わりながら食事をしている。体調が思わしくない子には調理員と相談 してお粥にすることもある。0歳児は、手づかみで触れて見て食べることやスプーンも置いて子どもの発達に合わ せて自分で食べたい気持ちを育てている。持ちやすさや食べやすさを考慮してキュウリはスティックにする等の 配慮をしている。食器はメラミン食器を使用し、玄関には献立名と食事がケースに展示され、献立表を掲示し ている。子どもが達成感を味わえるよう量を少なめに配膳して、おかわりできるように工夫している。偏食や食の 細い子どもには無理強いをせず「一口食べてみようか」等、声かけを工夫し、少量から始め、食べられる量が増え るような援助をしている。3～4歳児はゴーヤーやオクラ、ニラ、トマト等の栽培活動に取り組み、収穫したゴー ヤーでジュースを、ニラでヒラヤーチーを作る調理体験を通して食について関心を深めている。調理員が協力 して作ったゴーヤーチップスやオクラ入り味噌汁等は皆で食べ、2歳児には3～4歳児の栽培活動を観察させて いる。毎月、法人の栄養士が作成した献立表と「食育だより」を保護者に配布し、野菜が好きになる工夫や子ど もに人気のある献立のレシピも掲載し、保護者に栄養についての情報を提供する等、家庭と連携している。 食事はクラス毎に一齐に食べているが、一人ひとりの子どもを尊重した食事の提供(待たせない保育)の検討 に期待したい。</p>	
62	A⑪	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	<input type="radio"/>	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	<input type="radio"/>	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	<input type="radio"/>	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>食事に関するこだわりの4つのポイント(旬の食材を使う、添加物や農薬に気を付けて食材を選ぶ、ダシからす べて手作りにする、硬さや大きさなど年齢に合った食材の形状にする)に沿って作成された献立で調理してい る。こだわりのポイントは、食育だよりで保護者等にも紹介されている。離乳食は発育に応じて形状を変え、ア レルギーのある子どもには除去食や代替食で対応している。その日の子どもの体調に応じたお粥の提供もある。 残食はクラス別に確認して日誌に記載し、好きな献立は沖縄そばやハンバーグ、チンピン等で、青野菜は残食 が多いことを把握している。毎月、給食会議を開催して子どもたちの喫食状況を報告して食材の切り方や残食 の多い献立の改善について検討し、ゴボウの切り方や低年齢児のチキンにハサミを入れる等の改善をしてい る。栄養士からは調理法や食材による窒息防止等の助言も寄せられている。旬の食材(果物も)を使うことで季 節を感じさせ、もみじ焼きやキノコご飯、クリスマスランチ、ちらし寿司等を提供している。郷土食として沖縄そば やチャンプルー、人參シリシリー、ゆし豆腐、ヘチマ丼等が提供されている。おやつもチンピンやクズモチ、蒸し パン、おにぎり等を手作りして提供している。2歳以上児は調理室の前で調理員に声をかけ、調理員は配膳や 片づけ時に子どもたちと会話している。厨房では、食品衛生管理マニュアルに沿って、毎日、職員の体調管理 や冷蔵庫の温度チェック、水質検査を行い、厨房職員の検便等は毎月実施されている。 残食量を集計・分析することによる献立や調理方法への反映に期待したい。</p>	

# 項 目

評価  
結果

## A-3 子育て支援

### A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63	A⑱	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	着 眼 点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
		○	2 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
		○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
		○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	コメント		子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、クラス懇談会や個人面談を通して子どもの様子や状況を共有し、保育内容や家庭での様子を互いに得る機会としている。保育参観や運動会、お楽しみお遊戯会でのリズムや手遊び、エイサーや運動遊び、オペレッタ等から、子どもの成長や友だちとの関係などについて保護者と共有できる場がある。送迎時に園での遊び等の様子を保護者へ伝えている。0～2歳児は連絡帳で遊びや体調等を伝え、3・4歳児は、部屋の入口のホワイトボードに活動の様子を文章、適宜写真を使って伝えている。園だよりやコドモンのシステムを使って、園の方針やクラス内容を発信し、保育参観や運動会、お遊戯会等で子どもの状況を伝えている。情報交換の内容は、お便り帳などに記録されている。保護者からの相談には週のミーティングで職員間で共有し、会議録に記録されている。第三者評価受審に向けた保護者アンケート結果で「保育園からの目標や方針の説明」と「保護者からの意見や提案が園だよりや掲示板などで説明」については、100%が「されている」と回答している。	

### A-3-(2) 保護者等の支援

64	A⑲	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	着 眼 点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
		○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
		○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		○	4 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
		○	5 相談内容を適切に記録している。	
		○	6 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント		保護者が安心して子育てができる支援については、登降園時に保護者とのコミュニケーションを図り、気軽に話せる雰囲気づくりに取り組んでいる。電話での相談や面談で対応することもあり、お便り帳で子どもの様子を伝える等、信頼関係の構築に努めている。22時までの延長保育や一時保育が実施され、「食育だより」で子どもの体の仕組みと食べ物との関係などわかりやすく情報を発信し、児童館や公民館の便りなどを掲示して保護者や地域の子育て支援を行っている。保育士が保護者から相談を受けた場合、報告・連絡・相談の手順に沿って主任と園長に報告し、対応できる体制となっている。家庭での子どもの様子や園での様子に関する面談等は、保護者の事情に合わせて時間を設定している。コロナ禍においても感染症対策を行いながら個別面談や保育参観を実施し、子育て支援に取り組んでいる。ミーティングの会議録に保護者への対応や相談の記録がある。	



項目			評価結果
65	A⑳	㉔ 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント		家庭での不適切な養育等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(登園時の視診、入浴や着替え時の身体の状態等)に注意を払っている。虐待が疑われる場合や不適切な養育となる恐れがある場合は、職員ミーティング等で共有し、主任や園長に報告して情報共有し、対応策等が会議録に記載されている。職員に対しては、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などを早期発見、対応及び予防のための研修を実施し、不適切な保育(虐待)等に関する理解を促している。所長が要保護児童対策地域協議会に参加し、那覇市子育て支援室や関係機関と連携している。	
<b>A-4 保育の質の向上</b>			
<b>A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</b>			
66	A㉑	㉑ 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
着眼点	○	1 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
	○	2 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
	○	3 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
	○	4 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
	○	5 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
	○	6 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	
コメント		保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上について、保育士は年2回(9月、3月)自己評価を実施している。自己評価項目は、保育士の役割と保育目標の理解、保育の内容、保護者との連携、職員との連携等の18項目で具体的内容となっている。自己評価にあたっては、「子ども一人ひとりに合わせて対応を工夫している」、「子どもの思いを大切にしながら対応している」の項目で子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。職員は各自の評価内容に沿って集計・分析し、振り返りをして課題及びその対応策を明記している。開所2年目に初めて保育所全体の自己評価を実施している。評価項目は、保育の計画と実施(保育目標、保育、行事)、経営・運営(経営・組織、研修、情報、施設設備、経理)、開かれた保育所(施設間交流、家庭地域・社会との連携、子育て支援の推進、情報の発信、外部評価)等の64項目からなっている。保育所の課題として4項目を挙げ、今年度改善に取り組んでいる。	